

星 槎 道 都 大 学

受 託 研 究 取 扱 規 程

星槎道都大学 受託研究取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、星槎道都大学（以下「本学」という）における受託研究の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 受託研究とは、学外から委託を受けて大学が業務として行う研究で、当該研究に要する諸経費は委託者が負担するものをいう。

(受入基準)

第 3 条 受託研究は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

2 受託研究を受け入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合は、学長は研究の中止を命ずることが出来る。

(研究の申込み)

第 4 条 受託研究の申し込みをする者は、学長に受託研究委託申込書（別紙様式 1）を提出しなければならない。

(受け入れの決定)

第 5 条 学長は、申込みがあった場合、学内関係者と協議のうえ、受入れの可否を決定する。

(契約の締結)

第 6 条 受託研究受入れの場合、本学及び委託者と受託研究契約（以下「契約」という）を締結しなければならない。

2 契約に際しては、契約書を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的および内容
- (3) 研究期間
- (4) 受託研究経費
- (5) 研究担当者および必要あるときは補助者
- (6) 受託研究の中止に関する事項
- (7) その他実施に関する必要事項

(研究費)

第 7 条 受託研究に当たって委託者が負担する費用は、研究に直接必要となる費用に、間接的に必要となる費用を加えた合計額とする。

2 前項により委託者が負担する額を算定する場合、間接的に必要となる費用は、研究に直接必要となる費用の 30% の額とする。ただし、この割合は事情を勘案し、両者協議のうえ増減することが出来る。

3 委託者は、必要な研究費を所定の期日までに納付しなければならない。

4 受託研究の実施中に、研究費に不足が生じるときは、不足額は原則として委託者が負担するものとする。

(契約の変更または解除)

第 8 条 研究担当者は、次の各号が生じたとき、またはその恐れのあるときは、学長に変更または解除の申請を行わなければならない。

- (1) 研究費の過不足が生じたとき
- (2) 研究期間、研究目的、研究内容、研究体制の変更の必要が生じたとき
- (3) 研究中止の必要が生じたとき
- (4) その他の条件変更の必要が生じたとき

2 学長は、前項の申請があった場合、必要と認めるときはこれを承認し、委託者と

協議の上、契約変更または解除の手続きをとるものとする。

(完了報告)

第 9 条 研究担当者は、研究終了後、速やかに委託者に研究結果を報告するとともに、学長に報告書を提出しなければならない。

(研究結果の発表および特許等の取得)

第 10 条 研究結果の発表および特許権、実用新案権の取得に関しては、あらかじめ契約書の定めるところによる。

(備品、図書の帰属)

第 11 条 研究費で購入した備品、図書等は、契約書に別段の定めがない限り、本学に帰属するものとする。

(事務処理)

第 12 条 研究費管理責任部局は、教育研究支援課とする。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、学長が決定する。

附 則 本規程は、平成 19 年 11 月 22 日より施行する。

2 本規程の改訂は、平成 21 年 5 月 1 日より施行する。

3 本規程の改訂は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

4 本規程の改訂は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

5 本規程の改訂は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

6 本規程の改訂は、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。

平成 年 月 日

受託研究委託申込書

星槎道都大学

学長

殿

住 所

機 関 名

代表者名

印

星槎道都大学受託研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり受託研究を委託したいので、
申込みます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間 (自) 平成 年 月 日

(至) 平成 年 月 日

4 受託研究経費 円 (消費税を含む)

5 研究担当者

6 その他の希望事項

以 上